

出資法の上限金利引き下げに関する意見書

上記の議案を提出する。

平成18年 9 月21日

提出者

17番 松本清治

9番 本間まさよ

12番 田中節男

14番 三宅英子

21番 石井一徳

22番 金子武

30番 水野学

武蔵野市議会議長 山下倫一 殿

出資法の上限金利引き下げに関する意見書

現在、わが国の公定歩合は0.40%、銀行の預金金利0.098%、貸出約定平均金利2%以下という超低金利状況にあります。消費者金融、商工ローン、クレジットカードのキャッシングの金利は、一部に改善が見られるものの、最高年29.2%という高金利となっています。

クレジット、サラリーマン金融、商工ローンの高金利は、利用者の返済能力を無視した過剰な融資の根源的な要因であり、利用者の安定した生活を破壊し、年間申し立てが18万件を超える自己破産者を生み、夜逃げ、経済苦による自殺、一家心中等の悲劇をもたらしています。

貸金業者がこのような高金利で営業しているのは、利息制限法に罰則がなく、刑罰が課される上限金利が現在年29.2%となっているからです。

さらに出資法の特例により年54.75%という超高金利が許容されている日賦貸金業（日掛け金融）には、高金利のうまみを狙って中小の貸金業者が参入し、違法な貸し付け行為等により多重債務者を拡大する事例が後を絶ちません。

同じく特例金利が認められている電話担保金融も電話加入権自体が実質的財産価値を失っており、今日このような特例金利を認める必要がありません。また、約定利息以外で保証料等を徴収し、出資法や利息制限法を脱法しています。

多重債務による深刻な被害を食いとめ、平穏な市民生活に資するため、武蔵野市議会は貴職に対し、下記事項について要望いたします。

記

1. 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで例外なく引き下げること。
2. 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。
3. 出資法附則に定める日賦貸金業、電話担保金融の特例金利の廃止及び保証料名目での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 9 月 日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
金融担当大臣

あて